

「みよたメール配信サービス」  
登録2次元コード

詳しくは「暮らしのカレンダー（裏表紙）」をご覧ください。

# インフォメーション

## JRによる

### 精神障がい者割引制度が導入されています

4月1日より、JRグループにおいて、精神障がい者割引制度が導入されています。

#### 対象者

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載のあるもの）をお持ちの方

○割引を受けるためには、旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額の区分が手帳に記載されていることが必要です。

○記載を希望する方は、手帳をお持ちの上、役場1階5番窓口までお越しください。

#### 問い合わせ先

保健福祉課福祉係  
(32) 6522

| 精神障害者<br>保健福祉手帳の<br>等級 | 旅客鉄道株式会社等<br>旅客運賃減額 |
|------------------------|---------------------|
| 1級                     | 第1種                 |
| 2級または3級                | 第2種                 |

## 身体障がい者運転免許取得費助成事業のご案内

身体障がい者の社会参加の促進を図ることを目的として、運転免許の取得費を助成しています。

#### 対象者

肢体不自由の身体障害者手帳を所持しており、手動アークセル等改造された自動車を使用しなければ教習が受講できない方

#### 助成金額

免許の取得に要した費用の3分の2（最大10万円）支給要件

・御代田町に住所のある方  
※所得制限は令和7年4月から撤廃となりました。

#### 必要書類

・身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業交付申請書

・身体障害者手帳の写し  
・教習費用の見積書など、教習にかかる費用のわかるもの

#### 注意事項

免許を取得する前（教習所へ通う前）に申請してください。

#### 問い合わせ先

保健福祉課福祉係  
(32) 6522

## 6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員制度は、昭和23年の人権擁護委員令によって創設され、昭和24年6月1日の人権擁護委員法の施行により基本的人権を擁護する恒久的な制度として整備されました。全国人権擁護委員連合会では、法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として毎年人権擁護委員の活動を広く啓発しています。

#### 人権擁護委員の活動と役割

1 地域の皆さまからの人権に関する相談に応じる  
「あなたの街の相談パートナー」です。相談は無料で、相談内容などの秘密は厳守します。

2 「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員と協力して、調査・処理に当たります。

3 人権の大切さを多くの皆さまに知っていただき、また、考えていただくために、さまざまな啓発活動を実施しています。

#### 当町の人権擁護委員は4名です

尾臺 良左 委員  
関 久美子 委員  
長田 芳子 委員  
内堀 秀利 委員

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

皆さまがお住まいの地域に「民生委員・児童委員」と呼ばれる方がいるのを「存じますか？」

当町には、各区から選出された民生委員33名と主任児童委員2名の35名の民生委員・児童委員がいます。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動をしています。

また、民生委員は、児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と呼ばれており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、保護者の子育てに関する不安や妊娠中の心配ことなどの相談支援もしています。

この制度は、100年を超える歴史ある制度です。大正6年5月12日の民生委員制度のもととなる済世顧問制度を定めた岡山県済世顧問制度設置規程の公布日にちなみ、5月12日を「民生委員・児童委員」の日としています。また、5月12日から18日までの

## 5月は「春の農作業安全運動月間」です

県内では、毎年、農作業中の死亡事故が相次いでいます。高齢者の事故（特にトラクターや乗用型草刈機による事故）が多くなっていますので、家族や仲間同士で声を掛け合うとともに、次の点に注意して安全に作業を行いましょう。

#### トラクターの注意点

・シートベルト、ヘルメットを着用しましょう。  
・走行中の転倒や転落に注意しましょう。  
・歩行型トラクターは、後退時に後方を注意しましょう。

#### 乗用型草刈機の注意点

・作業前に障害物や作業の支障になる枝などが無いか確認しましょう。  
・斜面で作業する場合は、傾斜角や機械のバランスに十分注意し、低速で走行しましょう。

#### 問い合わせ先

県庁農村振興課  
026(235)7245

## 5月納期の主な町税・使用料など（納期限までに納めましょう）

- 軽自動車税（種別割）（1期分）
- 保育料（5月期分）
- 町営住宅使用料（5月分）
- 上水道料金（5月期分）大口4月使用分
- 下水道使用料（5月期分）大口4月使用分

納期限  
6/2 月曜日

## 令和7年度 軽自動車税（種別割）は 6月2日（月）が 納期限です

軽自動車税は、毎年4月1日に軽自動車等を所有または使用している方が納める税金です。5月中旬に送付する納税通知書により、金融機関、コンビニエンスストアもしくは一部の電子決済で納付いただけます。

納税通知書には車検を受ける際に必要となる「納税証明書」がついていますので、車検と一緒に保管してください。口座振替もしくは電子決済をご利用の方には、納付の確認後「納税証明書」を送付します。

また、令和5年1月より、軽自動車税（種別割）の納付状況を、軽自動車検査協会が軽自動車納付確認システム（軽JNKS）により確認できることから、軽自動車の車検を受ける際に、車検用納税証明書の提示が不要となる場合があります。

#### （※二輪車を除く） 問い合わせ先

税務課住民税係  
(32) 3126